二　既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。） ［イ　略］ ロ　イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合 ［三　略］ （事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類 ［イ～ハ　略］ ［五～十一　略］ 十二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備　次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　略］ ［十三・十四　略］ ［2　略］	二　［同上］ ［イ　同上］ ロ　イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合 ［三　同上］ （事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類 ［イ～ハ　同上］ ［五～十一　同上］ 十二　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備　次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。） ［ロ～ニ　同上］ ［十三・十四　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第二条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章　略］ 第二章　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備 ［第一節～第四節　略］ 第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 ［第一款～第三款　略］ 第四款　携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備（第三十五条の十六―第三十五条の二十三） ［第五款　略］ ［第三章～第六章　略］ 附則	目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第四節　同上］ 第五節　［同上］ ［第一款～第三款　同上］ 第四款　携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備（第三十五条の十六―第三十五条の二十三） ［第五款　同上］ ［第三章～第六章　同上］ 附則